



日野町

高齢者福祉計画 介護保険事業計画

第9期 | 令和6年度～令和8年度



元気で長寿！幸せのまち“日野”



令和6年3月
日野町



1 | 計画策定の目的

本町では、高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、令和3年度～令和5年度を計画期間とする「日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

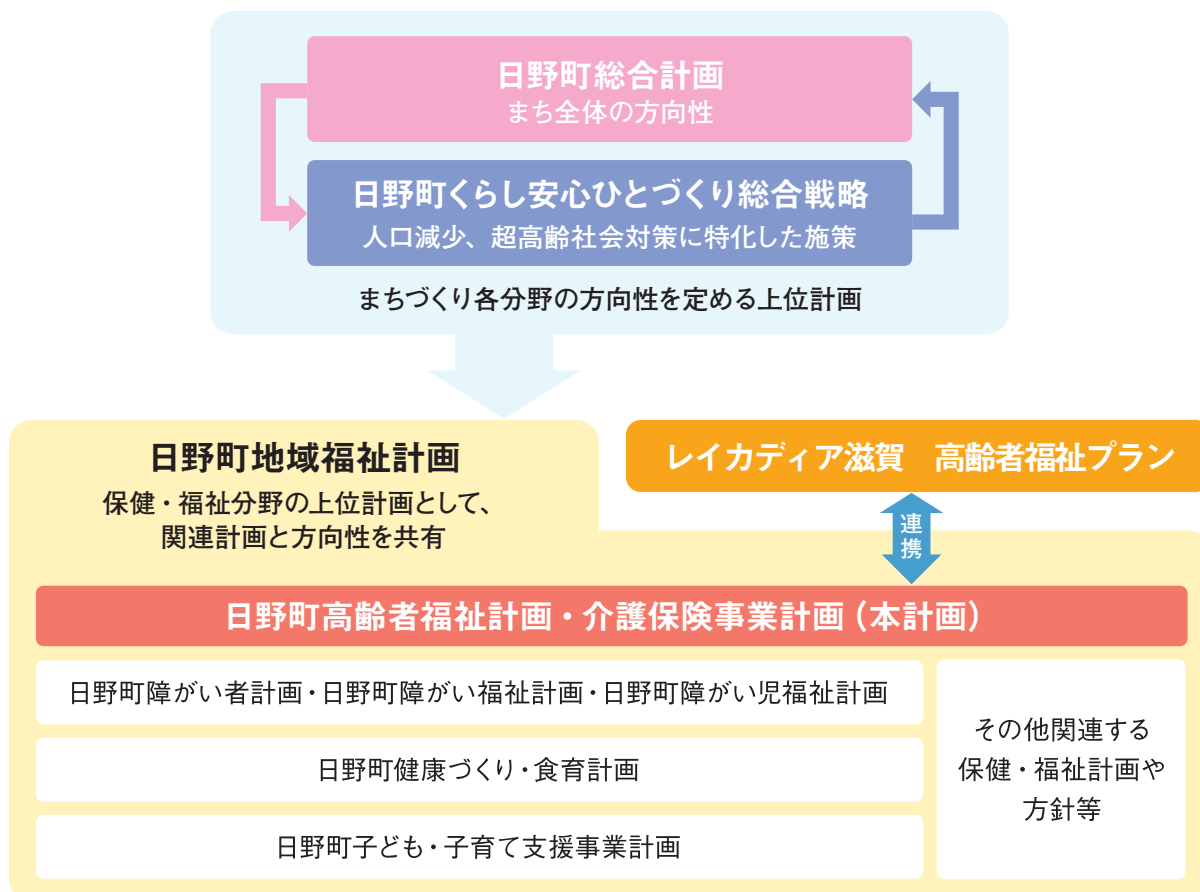
団塊の世代が75歳以上となる令和7年が目前に迫る中で、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民のニーズや第8期計画における事業等の検証結果、また、本町の地域特性等を踏まえ、「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生社会」の実現を図る計画として、「日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 | 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条第1項の規定により一体的に策定するものです。

3 | 他の計画等との関係

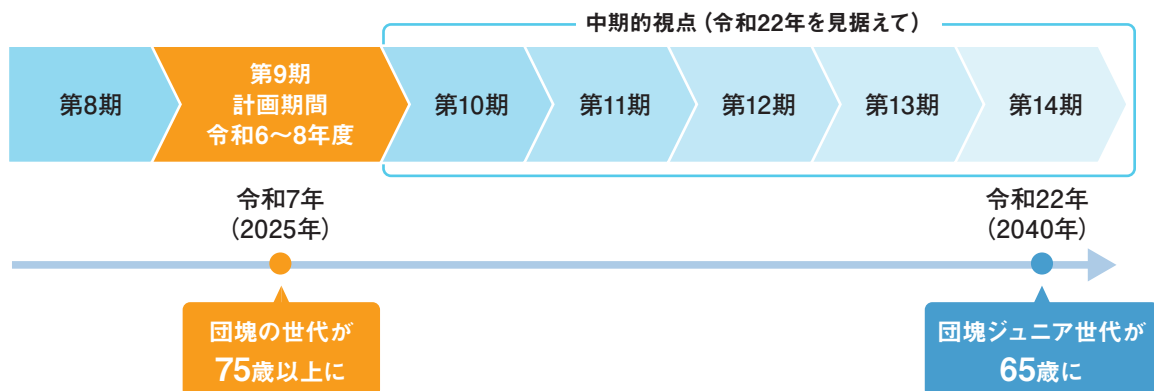
本計画は、「第6次日野町総合計画」に示す高齢者福祉分野のめざす姿の実現に向けて、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画で、保健・福祉領域の関連計画や滋賀県の関連する計画等との整合性を図りながら推進します。



4 | 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

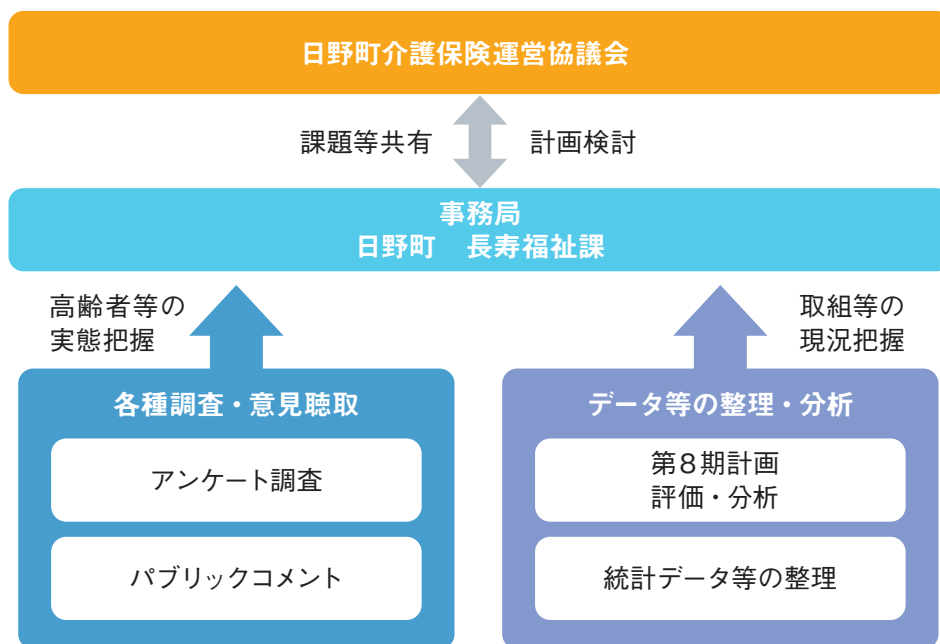
ただし、本計画は、現役世代人口の急減や介護需要が高い85歳以上人口の増加が想定される令和22年度を見据えた中期的視点を踏まえ、検討・策定しています。



5 | 計画の策定体制

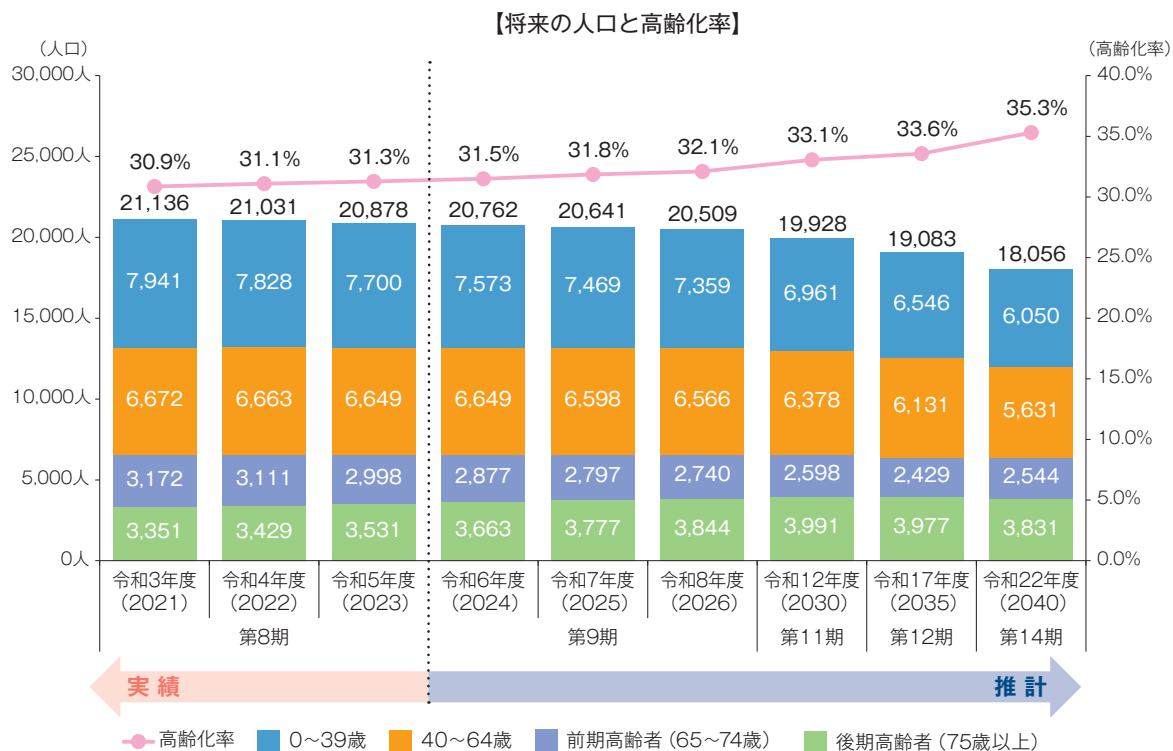
本計画の策定にあたっては、第1号被保険者、第2号被保険者の住民と、保健・医療・福祉の各分野の関係者等を委員とする「日野町介護保険運営協議会」で計画の内容の審議、検討を行うとともに、各種アンケート調査やパブリックコメント等を実施しました。

【計画策定体制イメージ】



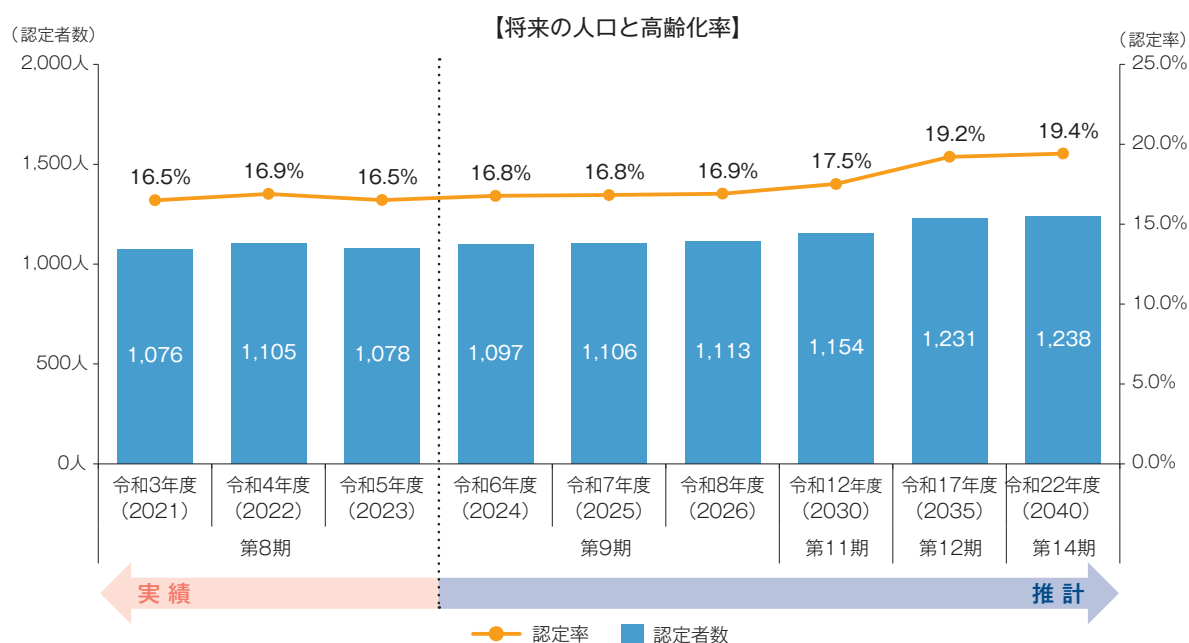


65歳以上の高齢者（第1号被保険者）人口の減少は、総人口と比べて緩やかに進むため、高齢化率については増加傾向で推移し、令和22年度には35.3%となる見込みです。



※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

認定者数については令和5年度の1,078人から増加傾向で推移し、令和22年度には1,238人となり、認定率についても令和5年度の16.5%から、令和22年度には19.4%となる見込みです。



※介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）データを用いた地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計
 ※認定率は第1号被保険者数に対する比率

課題

1

中期的な展望を踏まえた
取組の検討

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にかけて、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者等が増加し、介護保険や社会保障制度を含めた高齢者福祉全般に様々な影響を及ぼすことが想定されます。

こうした中期的展望を踏まえた上で、今後3年間に達成すべき目標やその実現に向けた施策・事業等を明らかにすることが求められます。

課題

2

地域包括ケアシステムの明確化

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年までに住み慣れた地域での暮らしの継続を実現するための「地域包括ケアシステム」の構築が求められている中で、本町の地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの全体像の明確化が必要です。

そのためには、地域包括ケアシステムを構成する具体的な機能や、その構築状況を確認した上で、その整備時期等を明らかにするとともに、中核的役割を担う地域包括支援センターのさらなる機能強化とその役割の周知といった深化・推進に向けた取組が重要となります。

課題

3

高齢者の活躍と介護予防の推進

生涯現役社会の提唱など、社会的にも高齢者の活躍推進の機運が高まる中で、アンケート調査等から高齢者の経験を活かせる就労の場の確保や、地域の多様な活動への参加機会づくりが求められている一方で、本町では特に就業関連の事業が十分に実施できていない実態がみられます。

こうした高齢期の就業や地域の活動は介護予防にもつながることから、健康寿命の延伸に向けた取組や介護予防事業とともに推進していく必要があります。

課題

4

認知症対策の推進

令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされている中で、先般成立した認知症基本法においては、認知症の本人や家族の意見を尊重するとともに、周囲の理解と合理的配慮の促進が求められています。

認知症を有する本人だけでなく、家族等の介護者の不安の軽減という観点からも、認知症の人を地域で支えていけるように、認知症に関する正しい知識の普及や、認知症の早期発見・早期対応につながる総合的な取組が必要です。

課題

5

介護者も含めた支援の充実

一部の介護者については、複数の家族のケアを行っている実態がある中で、アンケート調査においては家族の介護のための離職や、今後の就労継続が困難な介護者等が一定数みられます。

介護者の仕事や生活と介護を両立するため、フォーマル・インフォーマルに限らず、需要の高い移動支援をはじめとした多様な支援の充実が求められます。

課題

6

介護保険サービスの
提供体制の確保

アンケート調査等から、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で介護保険サービスの利用が抑制された実態や、町内の事業所の介護人材の不足の状況が明らかになっています。

ニーズに対応した介護保険サービスの整備とともに、感染症の拡大や災害時も含め、必要な介護保険サービス等が利用できるようにするための提供体制の確保が求められます。

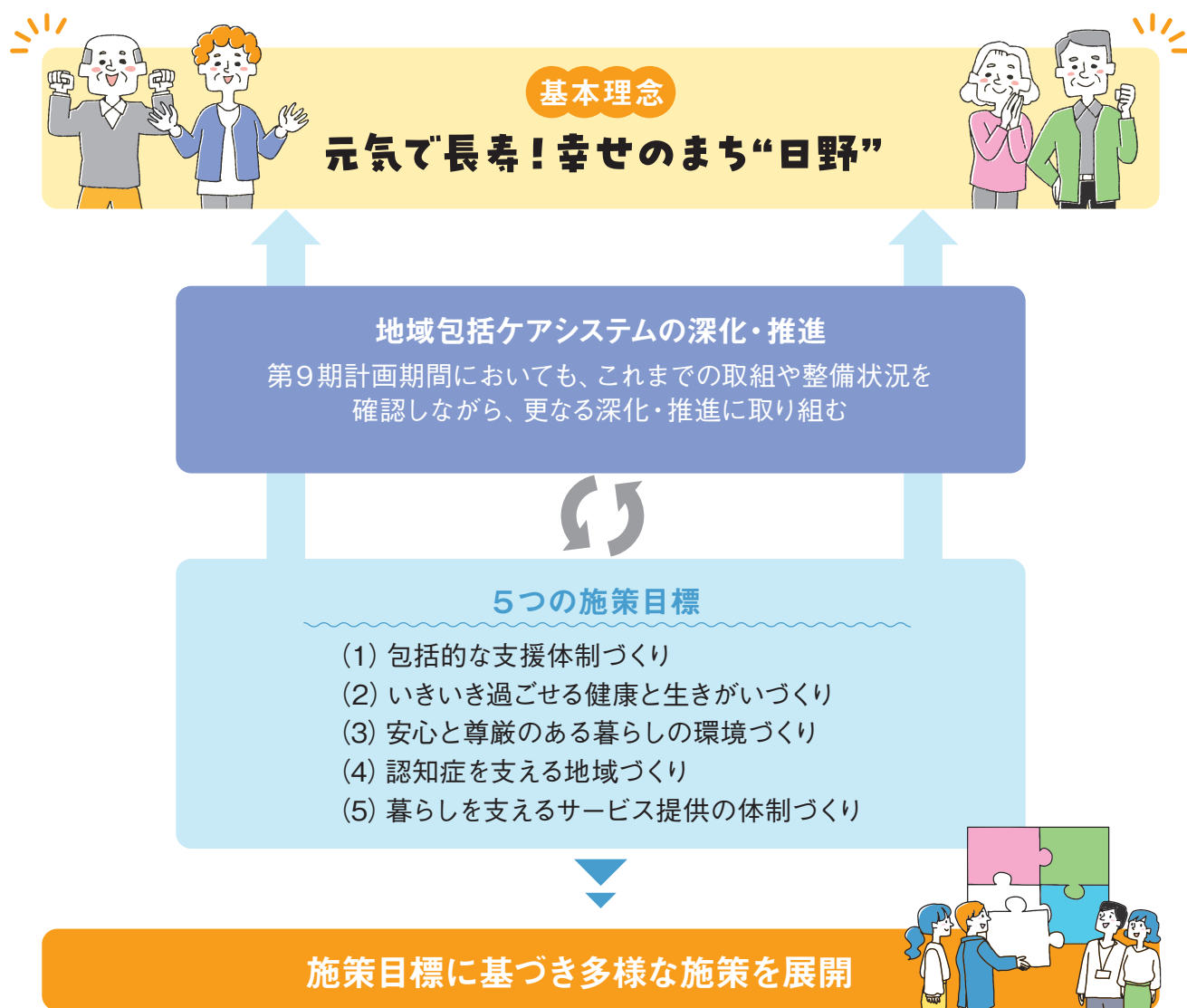


これまで本町では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えて、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に努めてきました。

「ウィズ・コロナ」から「アフター・コロナ」に転換しつつある現状を一つの契機として、改めて地域のつながりを深め、高齢者自身の活躍の場を広げることで健康寿命を延伸し、生涯にわたって元気で幸せに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、目前に迫る令和7年を見据え、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、地域の中で様々な課題を解決していくことが求められます。

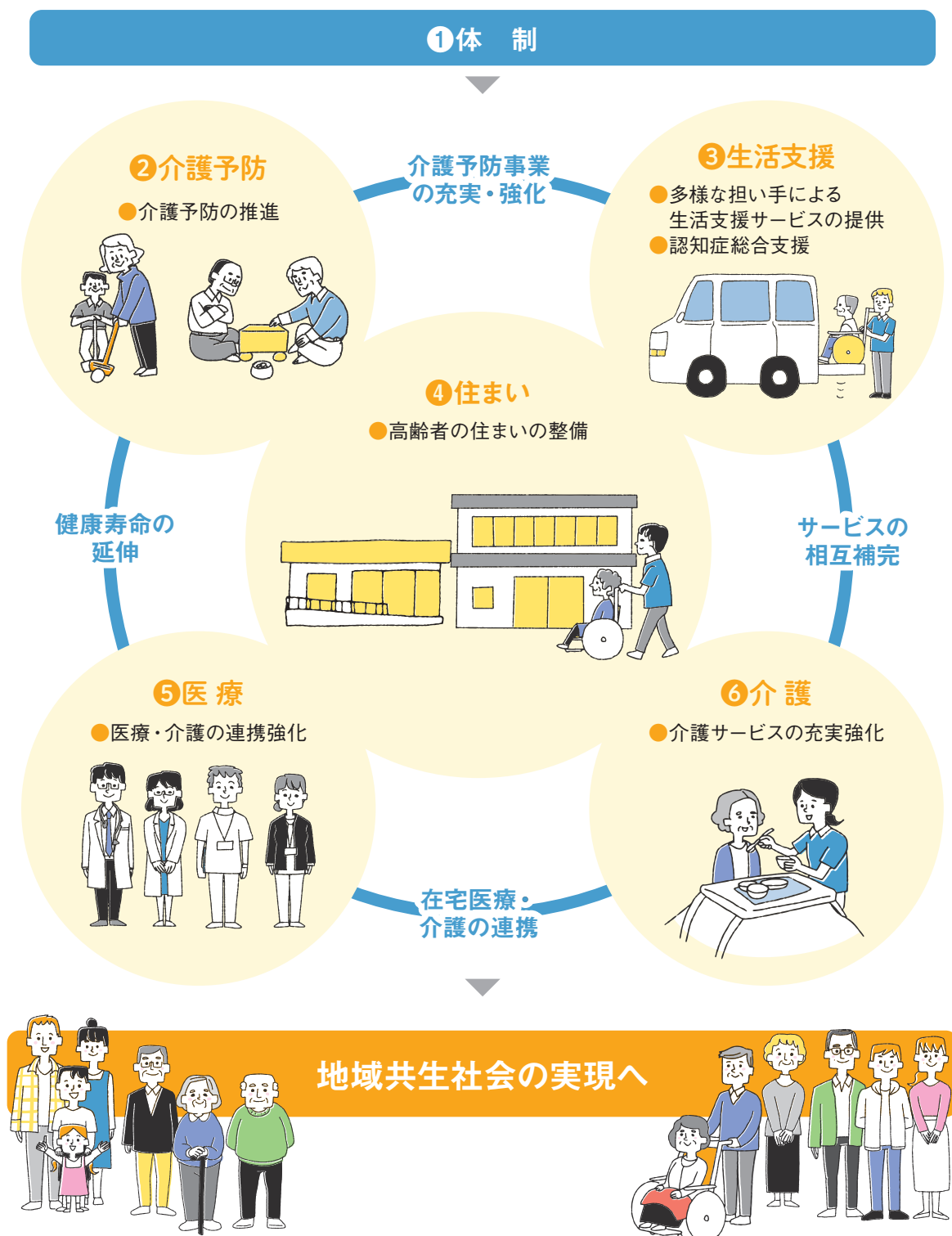
こうした点を踏まえ、本計画の基本理念は、第8期計画の基本理念を継承し、「元気で長寿! 幸せのまち“日野”」とします。



地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう本人の住まい・暮らしを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防を継続的かつ包括的に提供する仕組みです。

地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、本町においては、本計画を地域包括ケア計画として位置づけるとともに、さらなる深化・推進に向けた取組を進めていきます。

【日野町の地域包括ケアシステムの全体イメージ】





施策目標1 包括的な支援体制づくり

めざす姿 住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合って暮らしていける

住み慣れた地域で生活し続けたいという高齢者の希望を実現するため、住民や事業者等による支え合いの仕組みづくりや担い手の確保に取り組み、「地域共生社会」の実現を推進します。

また、重層的な支援体制への対応も含め地域包括支援センターの機能強化に取り組むとともに、同センターを中心に医療・介護・地域等の多様な主体の連携を強化し、高齢者が安心して在宅生活を継続するための体制の整備を推進します。

施策の展開

施策① 地域共生社会づくりの推進

- 支え合いの仕組みづくり **重点**
- ボランティアの養成・情報発信の充実
- 地域支え合い活動の担い手の発掘・養成 **重点**
- 地域における見守り体制の強化

施策③ 多様な連携の推進

- 地域ケア個別会議の充実 **重点**
- 自立支援に向けた連携強化
- 地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた連携強化

施策② 地域包括支援センターの機能強化

- 重層的な支援体制の整備 **重点**
- 職員の質のさらなる向上
- 支援体制の強化
- 支援を必要とする人を見逃さないための連携の強化
- 「わたむきねっと」による専門職の連携強化 **重点**
- 医療・介護の連携強化
- 看取りの実現に向けた連携の強化

施策目標2 いきいき過ごせる健康と生きがいづくり

めざす姿 生きがいを持ち、健康寿命を延ばしながら、自分らしく元気に暮らしていける

「老人クラブ」の活動をはじめ、高齢者が生きがいと役割を持ち、身近な地域で自身の経験を活かしたり、趣味の活動等に取り組むことで、いきいきと過ごすことができるように、活動の活性化に向けた取組を進めます。

また、各種健（検）診、生活習慣病予防、フレイル状態（虚弱状態）の改善に向けた取組等を、地域や健康推進員、専門職等の多様な主体が相互に実施する等、元気にいきいきとした生活を継続することができるよう支援します。

施策の展開

施策① 多様な生きがいと居場所づくり

- 元気高齢者の活動の支援 **重点**
- 交流の機会と参加の場づくり **重点**
- 広報等を通じた社会参加の促進
- 世代間交流の促進
- 住民主体の通いの場の充実 **重点**
- 幅広い社会参加の仕組みづくり
- スポーツ活動・文化活動等の支援

施策② 働く場と機会づくり

- 就労支援の充実
- シルバー人材センターとの連携

施策③ 健康寿命の延伸

- 各種健（検）診の実施 **重点**
- フレイル状態の改善の取組の充実 **重点**
- 地域の介護予防活動の推進
- 健康寿命の延伸に向けた啓発
- 健康づくり・生活習慣病予防の推進 **重点**
- 保健事業と一体的に行う介護予防の実施
- 高齢者の体力づくりの促進

施策目標3 安心と尊厳のある暮らしの環境づくり

めざす姿 安全・安心な環境で、権利が守られ、尊厳を持って暮らしていける

近年、多発する大規模な自然災害や感染症等の発生時を含め、緊急時においても安全が確保され、必要な支援やサービスを受けることができる体制づくりを進めます。

また、本町に安心して住み続けることができるように、地域公共交通の充実等に取り組むとともに、医療・介護・看取り等に関する多様な情報発信を行います。

さらに、認知症をはじめ介護が必要な状態になったとしても、尊厳を持ち、自分らしく生活を送るために、住民・事業者・関係者等と連携し、虐待の防止や成年後見制度等の普及、利用促進を進めます。

施策の展開

施策① 災害時・緊急時の備えの確保

- 緊急時への備えの促進 **重点**
- 地域防災対策の推進
- 災害や感染症発生時のサービス提供体制の整備
- IT技術の活用
- 防火訪問の実施
- 感染症に対する備え・対策の推進

施策③ 住み続けられる環境づくり

- 地域公共交通の充実 **重点**
- 住宅、集会所等の改修の支援
- 医療機関等の情報提供の充実
- ユニバーサルデザインを踏まえた施設等の整備の推進
- 多様な高齢者向け住宅の情報の提供
- 看取りに関する普及啓発の充実

施策② 生活安全対策の推進

- 交通安全の普及啓発
- 消費者生活対策の推進
- 防犯活動の普及啓発

施策④ 権利擁護の推進

- 虐待防止体制の構築 **重点**
- 成年後見制度等の周知および利用促進
- 虐待の防止に向けた普及啓発
- 成年後見制度の利用支援体制の充実

施策目標4 認知症を支える地域づくり

めざす姿 認知症になっても、自分らしく安心して暮らしていける

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、当事者だけでなく家族も含めた身近な地域における相談支援や参加の場づくり等を充実するとともに、当事者視点や意見を把握しながら、認知症の人も安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、若年性認知症を含めた認知症当事者等を地域全体で支え、見守る体制づくりに向けて、認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深めるための啓発に取り組むとともに、「認知症初期集中支援チーム」をはじめとしたサポート体制の構築を進めます。

施策の展開

施策① 総合的な支援体制の構築

- 認知症予防活動の推進 **重点**
- 認知症初期集中支援チームによる支援 **重点**
- 認知症キャラバンメイトの活動支援
- 認知症介護基礎研修の受講支援
- 学校や職場への啓発の充実 **重点**
- 認知症地域支援推進員との連携の強化
- 認知症サポーターの養成

施策② 認知症支援の充実

- 若年性認知症への対応の充実 **重点**
- 行方不明時の早期発見に向けた取組 **重点**
- 認知症本人の参加の場づくり **重点**
- 認知症とともに生きるまちづくりの推進



施策目標5 暮らしを支えるサービス提供の体制づくり

めざす姿 介護を必要とする人も家族等の介護者も必要なサービスを利用できる

介護を必要とする高齢者だけでなくその家族等の介護者も安心して暮らすことができるように、介護保険サービスだけでなく、地域が主体となったインフォーマルなサービスも含め、本町独自の多様な生活支援サービスの充実に努めます。

また、適切な介護保険サービス利用に関する情報を発信するとともに、介護人材の確保・育成をはじめ、事業者に対する支援と指導等を実施することで必要なサービス提供量の確保とともに、質の向上を図るための取組を進めます。

施策の展開

施策① 生活支援サービスの充実

- 仕事と介護の両立支援 **重点**
- 家族介護者支援事業の周知
- ミニデイサービスの実施
- 家族介護者に対する相談の充実
- 住民主体の移動支援の充実
- 民間企業等との連携によるサービス提供

施策② 介護保険サービス提供体制の確保

- 介護職員初任者研修等の開催 **重点**
- 介護人材確保に向けた取組の推進 **重点**
- 居宅サービスの充実にに向けた研究の推進
- 研修・講習会の充実 **重点**
- サービスの質の向上に向けた連携の強化 **重点**
- 事業所の生産性向上の推進

施策③ 介護保険事業の適正運営

- 介護保険サービスの周知・啓発 **重点**
- 制度に係る情報提供の充実 **重点**
- 介護給付の適正化
- サービス利用に関する意識啓発 **重点**
- 事業所の指定および苦情への対応



第9期の介護保険料に影響する主要素

- ◆75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス利用抑制の解消、新たな介護サービス基盤整備等に伴う介護保険サービス利用量の増加
- ◆介護報酬の改定に伴う、介護報酬単価の上昇
- ◆低所得者等の保険料負担を考慮した、保険料の所得段階設定の多段階化（12段階⇒15段階）

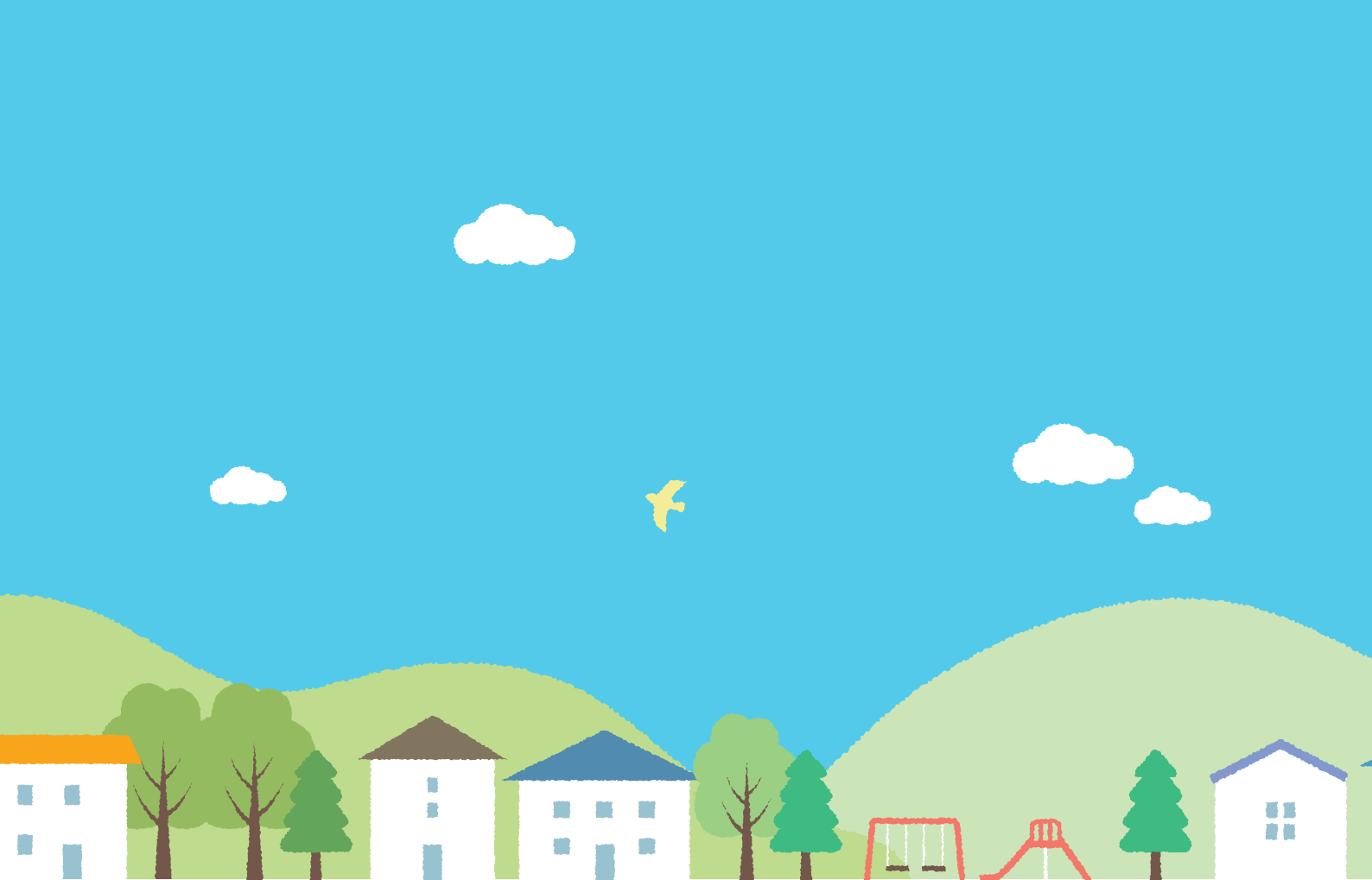
上記の要素等による介護保険料の増加を抑制するため、準備基金（中期財政運営期間中に生じた剰余金等）の取り崩しを行い、第9期の介護保険料の基準月額（第5段階）は次のとおり第8期と同額の6,200円（年額74,400円）に設定します。

【所得段階別介護保険料】

（単位：円）

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	保険料	
				月額	年額
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	2,821 (1,767)	33,852 (21,204)
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.65 (0.45)	4,030 (2,790)	48,360 (33,480)
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	4,278 (4,247)	51,336 (50,964)
第4段階	本人が住民税非課税 世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.88	5,456	65,472
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	6,200	74,400
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	1.13	7,006	84,072
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	7,750	93,000
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,300	111,600
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	10,540	126,480
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.85	11,470	137,640
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.00	12,400	148,800
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.20	13,640	163,680
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.30	14,260	171,120
第14段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.40	14,880	178,560
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	2.60	16,120	193,440

※第1～3段階の基準額に対する割合および保険料は、公費による軽減措置後の内容「（ ）内」を併せて掲載しています。



日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版
(第9期) 令和6年度～令和8年度

発行者：日野町（編集：長寿福祉課）

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
TEL 0748-52-6501
FAX 0748-52-0089
E-mail: kaigo@town.shiga-hino.lg.jp

発行年月：令和6年3月